

2024 年 12 月 23 日
日本生命保険相互会社

アクサ生命「ユニット・リンク保険」の販売開始について

日本生命保険相互会社（代表取締役社長：清水 博、以下「当社」）は、監督当局の認可を前提として、2025 年 4 月 1 日からアクサ生命保険株式会社（代表取締役社長 兼 CEO：安瀨 聖司、以下「アクサ生命」）の変額保険『ユニット・リンク保険（有期型）』の販売を開始します。

昨今の「資産運用立国」の実現を目指す政府動向や、NISA・iDeCo の急速な普及が進む中、資産形成に対するお客様の意識やニーズは多様化しています。当社としても、多様化する資産形成ニーズにお応えするために、保険会社ならではの価値提供や商品ラインアップの拡充に取り組んでまいりました。

そのような状況の中、今回、長きにわたり変額保険を販売しており、限定告知型医療保険『メディ・アン』で業務提携関係のあるアクサ生命の変額保険『ユニット・リンク保険（有期型）』を、当社営業職員チャネル（ニッセイトータルパートナー）にて販売することを決定しました。

『ユニット・リンク』の主な特徴

1. 死亡・高度障害保障を準備できる変額保険です。死亡・高度障害保険金額は最低保証されます。
2. 保険期間満了時に、特別勘定資産の運用実績に応じた満期保険金を受け取ることができます。
3. 満期保険金を年金で受け取ることや、ご契約を一生涯の保障に変更することができます。
4. 特約を付加することで、対象となる疾病により所定の状態になった場合、その後の保険料のお払込みは不要です。

*ユニット・リンク保険（有期型）の概要、およびご契約にあたり特にご注意いただきたい点等については、添付資料をご覧ください。

今後は、アクサ生命の『ユニット・リンク保険』の販売開始により資産形成商品ラインアップを拡充することで、多様化するお客さまのニーズにお応えするとともに、「誰もが、ずっと、安心して暮らせる社会」の実現を目指してまいります。

＜日本生命保険相互会社の概要＞

1. 名称	日本生命保険相互会社
2. 主な事業内容	生命保険業
3. 設立年月日	1889 年 7 月 4 日
4. 本店所在地	大阪府大阪市中央区今橋三丁目 5 番 12 号
5. 代表者	代表取締役社長 清水 博

＜アクサ生命保険株式会社の概要＞

1. 名称	アクサ生命保険株式会社
2. 主な事業内容	生命保険業
3. 設立年月日	2000 年 3 月 7 日
4. 本店所在地	東京都港区白金一丁目 17 番 3 号
5. 代表者	代表取締役社長 兼 CEO 安淵 聖司

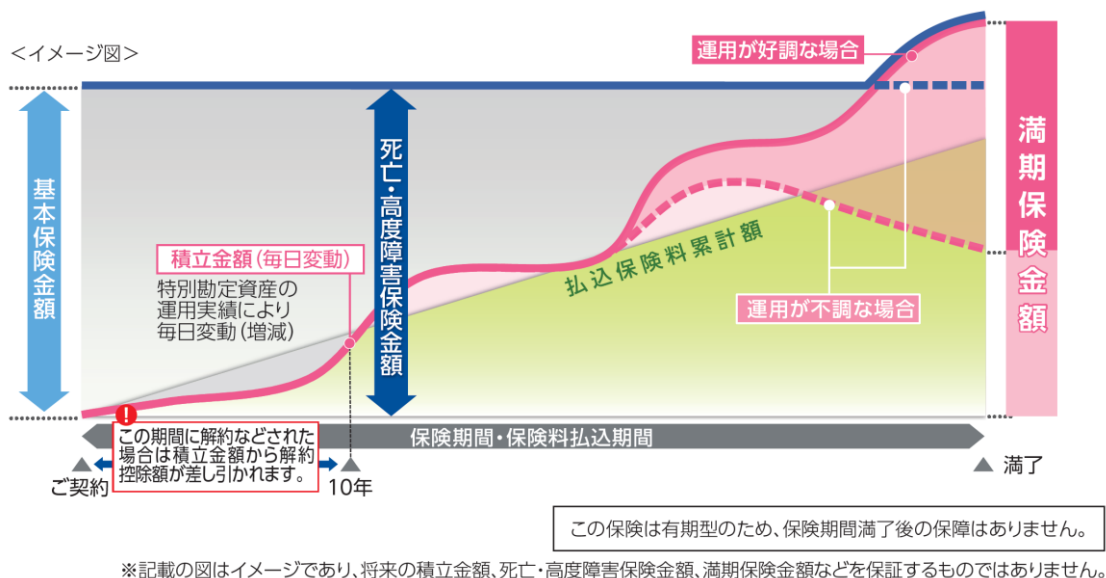
以 上

2024-2772G, 広報部

添付資料

1. 商品概要「ユニット・リンク保険（有期型）」

(1) 商品しくみ図



(2) 保障内容・主な取り扱い

保障内容	支払金	支払事由	支払額
	死亡保険金	死亡されたとき	基本保険金額または死亡した日の積立金額の、いずれか大きい金額
	高度障害保険金	高度障害状態に該当されたとき	基本保険金額または高度障害状態に該当した日の積立金額の、いずれか大きい金額
	満期保険金	保険期間満了時まで生存されたとき	保険期間満了日の積立金額
契約年齢	0歳～65歳		
保険期間	50歳/55歳/60歳/65歳/70歳/75歳/80歳満了 10年/15年/20年/25年/30年満了		
付加できる特約・特則	リビング・ニーズ特約、指定代理請求特約、3大疾病保険料払込免除特約、年金払特約(06)、年金払移行特約、年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則		

※保険金のお支払いなどにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

(3) ファンド

ご契約時に、保険料を繰り入れる一つまたは複数の特別勘定をお選びいただきます。複数の特別勘定をお選びいただく場合は、各特別勘定への保険料の繰入割合を指定することができます。繰入割合の指定は、1%単位で行うことができます。繰入割合は、保険料払込期間中であれば、ご契約後も変更することができます。

■ 特別勘定の種類

特別勘定は13種類。最大10種類を選択し、組み合わせることができます。ご契約後も変更可能です。



※各特別勘定の詳細については、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

2. ご契約いただくにあたり、特にご注意いただきたい事項

ご契約者が損失を被ることがあります（投資リスクについて）

- この保険は積立金額、払い戻し金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額保険です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- ご契約を解約した場合の払い戻し金額や満期保険金額などが払込保険料総額を下回る場合があります。（払い戻し金額および満期保険金額に最低保証はありません。）
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- 詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

お客さまにご負担いただく費用^{*1}があります

- この保険にかかる費用には、ご契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用および特別勘定の運用にかかる費用があります。
- 払込保険料からご契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。したがって、払込保険料の全額が特別勘定で運用されるものではありません。
- 特別勘定に繰り入れた後に、死亡保障などに必要な費用や運用関係費を特別勘定資産から定期的に控除します。
- ご契約の締結・維持、死亡保障などに必要な費用については、被保険者の年齢・性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

10 年未満は解約・減額・払済保険への変更時に費用^{*1}がかかります

- 解約日^{*2}における保険料払込年月数^{*3}が 10 年未満の場合に、積立金額から解約控除額が差し引かれます。
- 解約控除額は、基本保険金額に対し、保険料払込年月数^{*3}により計算した額となります。
- 特に早期に解約された場合は、解約控除額が大きくなり、払い戻し金は思ったくない場合もあります。
- 解約控除額は保険料払込年月数^{*3}、契約年齢、保険期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。
- 保険料払込年月数^{*3}が 10 年未満の場合にユニット・リンク払済保険などへの変更などをされる場合にも解約控除がかかります。特に早期に変更を行った場合は、解約控除額が大きくなり、変更のお取り扱いができない場合もあります。
- 基本保険金額を減額されたときは、減額分は解約されたものとしてお取り扱いしますので、減額部分にも解約控除がかかります。

^{*1} 費用に関しては、次ページをご覧ください。

^{*2} 減額日も含みます。

^{*3} 年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

お申込みに際しては、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を十分にお読みいただき、投資リスクやご負担いただく諸費用などの内容についてご理解・ご了解ください。

【費用について】

■ 保険料払込時および保険期間中にかかる費用 (以下の各費用の合計額をご負担いただきます。)

保険関係費

保険関係費とは、お払込みいただいた保険料または積立金から控除される諸費用です。保険関係費の細目は下表のとおりです。

保険関係費の細目	取 扱 内 容
①保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。
②特別勘定の管理に必要な費用	積立金額に対して年率 0.50% (0.50% / 365 日) を乗じた金額を、毎日、積立金から控除します。＊1
③基本保険金額保証に関する費用	また、積立金額に対して年率 0.25% (0.25% / 12 ヶ月) を乗じた金額を、月単位の契約応当日始＊2 に積立金から控除します。＊1
④死亡保障などに必要な費用 (危険保険料)	月単位の契約応当日始＊2 に積立金から控除します。＊1
⑤保険料払込免除に関する費用	保険料に対して 0.1% ～ 0.2% (保険料払込期間に応じます。) を乗じた金額を、特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。 ※このほか、3大疾病保険料払込免除特約または7大疾病保険料払込免除特約を付加した場合は、付加した特約による保険料払込免除に関する費用 (被保険者の性別、年齢などにより異なります。) を保険料から控除します。

＊1 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、第1回保険料 (年払の場合は、1回目に繰り入れる月払保険料をいいます。) の特別勘定への繰入の際に、ご契約日から第1回保険料繰入日前までの費用としてアクサ生命所定の方法で計算した金額を積立金額から控除します。

＊2 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、第1回保険料 (年払の場合は、1回目に繰り入れる月払保険料をいいます。) の繰入日の後に到来する月単位の契約応当日始とします。

※保険関係費 (上表①～⑤) の総額は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

※年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます。

※契約条件に関する特約 (08) を付加し、特別保険料の付加の条件が適用された場合は、特別保険料をご負担いただきます。(特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。) 特別保険料は特別勘定では運用いたしません。特別保険料は「契約条件・特別条件承諾書」でご確認ください。

項 目	費 用	ご負担いただく時期
運用関係費※	安定成長バランス型 投資信託の純資産額に対して年率0.44990%程度＊1	特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。
	積極運用バランス型 投資信託の純資産額に対して年率0.50355%程度＊1	
	日 本 株 式 型 投資信託の純資産額に対して年率0.06050%程度	
	日本株式プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.82600%程度	
	外 国 株 式 型 投資信託の純資産額に対して年率0.06160%程度	
	外国株式プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.49500%程度	
	世界株式プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.74300% ～ 0.77300%程度＊2	
	新 興 国 株 式 型 投資信託の純資産額に対して年率0.55000%程度	
	SDGs 世界株式型 投資信託の純資産額に対して年率1.27000%程度	
	外 国 債 券 型 投資信託の純資産額に対して年率0.06160%程度	
	世界債券プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.57200%程度	
	オーストラリア債券型 投資信託の純資産額に対して年率0.34100%程度	
	金 融 市 場 型 投資信託の純資産額に対して年率0.03575% ～ 0.50600%程度＊3	

※運用関係費は、主に利用する投資信託の消費税等がかかる場合はそれらを含む総額の信託報酬率を記載しています。

※運用関係費は信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

＊1 「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

＊2 「世界株式プラス型」の運用関係費は、各月の前月における日次の純資産額の平均値に応じて毎月見直されます。

＊3 「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

■ 解約・減額・払済保険への変更時にかかる費用

項 目	費 用	ご負担いただく時期
解約控除	解約日または減額日における保険料払込年月数*が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数*により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

※解約控除額は保険料払込年月数*、契約年齢、保険期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。

※保険料払込年月数*が10年未満の場合、基本保険金額の減額やユニット・リンク払済保険への変更などにも解約控除がかかります。

*年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

■ 積立金の移転にかかる費用

項 目	費 用	ご負担いただく時期
積立金移転費用	【書面による移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、2回目からは1回につき2,300円	積立金移転時に積立金から控除します。
	【インターネットによる移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、2回目からは1回につき800円	

※積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。

※積立金移転費用は将来変更される可能性があります。

■ 年金払特約(06)、年金払移行特約による年金支払期間中にかかる費用

項 目	費 用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用 年金額に対して1.0%*	年金支払日に責任準備金から控除します。

*記載の費用は上限です。年金管理費は、将来変更される可能性があります。